

品川区眼科検診実施要綱

制定 平成31年4月16日 要綱171号

(目的)

第1条 品川区眼科検診(以下「検診」という。)は、自覚症状がなく進行する緑内障の早期発見や、生活習慣や加齢によって起こるさまざまな眼科疾病を早期発見し、進行を防止治療することを目的とする。

(検診対象者)

第2条 検診の対象者は、区内在住の当該年度末現在、満45歳・55歳の者とする。ただし、眼科で加療中の者を除く。

(事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施医療機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから指定医療機関を指定するものとする。

(受診回数)

第5条 検診の受診回数は、一人につき当該年度内に年1回とする。

(実施期間)

第6条 検診は、6月1日から当該年度末の間で区が指定する期間に実施するものとする。なお、検診日および検診時間は、実施医療機関の指定した日時とする。

(受診方法)

第7条 受診を希望する者は、事前に実施医療機関へ問い合わせ、受診当日に受診券ならびに住所、氏名および生年月日の確認できるものを提示して受診するものとする。

(費用)

第8条 検診に要する費用は、実施医療機関が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、検診に要する費用の全額を区の負担とする。

(検診の内容)

第9条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

- ア 問診
- イ 屈折検査
- ウ 矯正視力検査
- エ 細隙灯顕微鏡検査(前眼部)
- オ 精密眼圧検査
- カ 精密眼底検査
- キ 眼底カメラ検査

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分を使用するものとする。

- ア 明らかな異常なし

イ 要精査（治療・経過観察）

（区民への周知）

第10条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、受診対象者に対する個別の通知および区の広報紙等への掲載をするものとする。

（検診後の措置）

第11条 実施医療機関は、検診の結果を受診者に通知し、必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

（請求手続）

第12条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて、区に請求するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。